

平成27年1月からの出産費及び家族出産費の額について

医療機関等においては、出産時に予知せぬ事態が発生した結果、重度の障害を負ってしまった新生児やその家族に対して、一定の補償を与える産科医療補償制度に任意加入しています。この制度に加入している医療機関等で出産した時は、この制度の掛金の3万円を支払う必要がありますが、平成27年1月1日以降の出産については、掛金が1万6千円に変更されることになりました。

これに伴い、共済組合から支給される出産費及び家族出産費の支給額につきましては、平成27年1月1日以降の出産について、次のとおりとなります。

1 産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合

組合員又は被扶養者の方が、産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した時は、出産費又は家族出産費として、従来どおり42万円が支給されますので、変更はありません。

平成26年12月31日までに 出産した場合の支給額			平成27年1月1日以降に 出産した場合の支給額		
合計	内訳		合計	内訳	
	通常の支給額	掛金部分の額		通常の支給額	掛金部分の額
42万円	39万円	3万円	42万円	40万4千円	1万6千円

2 産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合

組合員又は被扶養者の方が、産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した時は、出産費又は家族出産費の支給額が次のとおり変更になります。

平成26年12月31日までに 出産した場合の支給額	平成27年1月1日以降に 出産した場合の支給額
39万円	40万4千円

※ 手続き等の詳細につきましては、各支部の担当者までお問い合わせください。